

取締役候補者の指名に関する方針と手続

第1条（目的）

この規程は、当社における取締役（社外取締役を含む）候補者の指名に関する方針を設定し、それに関する手続を明確化することを目的とする。なお、併せて取締役の解任に関する方針とそれに関する手続についてもここに規定することとする。

第2条（社内取締役候補者の指名）

1. 当社の社内取締役候補者は、以下の指名方針に基づいて、開発・製造・販売・管理等、幅広い多様な人材の中から決定するものとする。社内取締役候補者の指名にあたっては、取締役会全体の能力・知識のバランスに配慮し、ダイバーシティの面で偏りを少なくすることを考慮したうえで決定する。
2. 指名方針
 - ① 人格識見に優れ、幅広い知識・経験と洞察力を有する者
 - ② 当社取締役としての受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて経営管理及び事業運営を公正かつ的確に実行しうる者
 - ③ 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者

第3条（社外取締役候補者の指名）

1. 当社の社外取締役（監査等委員を含む）候補者は、以下の指名方針に基づいて、幅広い多様な人材の中から決定するものとする。社外取締役の選任にあたっては、取締役会全体の能力・知識のバランスに配慮し、ダイバーシティの面で偏りを少なくすることを考慮したうえで決定する。
 - ① 人格識見に優れ、専門分野における高度な知識と豊富な経験を有する者
 - ② 当社取締役としての受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて経営管理及び事業運営を公正かつ的確に監督しうる者
 - ③ 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由、社外取締役が監査等委員である場合には会社法第331条第3項に定める兼任禁止規定に該当しない者
 - ④ 会社法2条第15号に定める社外取締役の要件を充足する者
 - ⑤ 当社の経営理念を理解する者
 - ⑥ 別途定める当社の社外取締役に関する独立性基準を充足する者
 - ⑦ 社外取締役としての役割を十分認識し、当社の経営を監督しつつ的確かつ適切な意見または助言を述べることができる者

⑧ 当社の取締役として機能することが困難となるような過度の兼任を行っている状況にない者

2. 監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、監査等委員会メンバーのうち、最低1名は財務・会計に関する適切な知見を持っている者となるよう配慮する。

第4条（取締役候補者指名の手續）

取締役候補者案は第2条・第3条に定める指名方針案に基づいて取締役会が決定し、株主総会に議案として上程され、採決を受けるものとする。取締役会候補者案は、独立社外取締役を含む取締役会で審議のうえ決定されなければならない。また、会社法第344条の2に基づき、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

第5条（取締役解任の手續）

取締役が第2条・第3条の指名方針を充足しないと認められる場合には、取締役会は株主総会に対し、取締役解任を議案として上程することができる。解任案は、独立社外取締役を含む取締役会で議論のうえ決定されなければならない。なお、会社法309条2項7号に基づき、監査等委員である取締役の解任は株主総会の特別決議によらなければならない。

第6条（実 施）

この規程は、平成27年11月13日から実施する。

制 定 平成27年11月13日 取締役会